

固定資産税 についてのお願い

家屋の届け出について ~次の場合届け出をお願いします~

● 家屋を取り壊したとき

住宅や店舗、事務所、物置、車庫などの家屋を取り壊したときは届け出をしてください。

届け出がない場合は取り壊したことが確認できず、翌年度以降もそのまま課税される場合があります。

また、毎年5月に送付している納税通知書の明細書を確認し、取り壊されている家屋が記載されている場合も届け出をしてください。

なお、固定資産税は毎年1月1日に所在する家屋が課税対象となるため、年の途中で取り壊した家屋があってもその年は課税されます。



● 未登記の家屋の名義を変更したとき

登記をしていない家屋（物置や住宅の離れなどに多く見られます。）の所有者が売買や相続、その他の理由で変わった場合、届け出をしてください。

登記をしている家屋は法務局からの通知により所有者の変更手続きを行っていますが、登記をしていない家屋は、届け出がない場合、所有者の変更をすることができませんので、必ず届け出をしてください。

固定資産税を確定申告で経費算入するかたへ

毎年5月に送付している固定資産税・都市計画税の納税通知書に「課税資産（土地・家屋）明細書」を同封しています。

明細書には、一筆・一棟ごとに課税資産の所在、地積、床面積、評価額などと併せて、固定資産税、都市計画税相当額が記載されており、所得税の確定申告（事業所得などの経費算出）に利用できます。

償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく

償却資産とは

土地・家屋以外の事業に用いるために所有する構築物、機械・装置、工具及び備品などの資産で、所得税や法人税において減価償却の対象となるものをいい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

申告が必要なかた

個人や法人で商店や工場、農業などを営んでいるかた、駐車場やアパートなどの不動産を貸し付けているかた、その他事業を行っているかたで、毎年1月1日時点において市内に償却資産に該当する資産をお持ちのかたは法律により申告の義務があります。

申告方法

1月31日(火) までに税務課（資産税担当）に申告書を提出してください。

なお、昨年申告をしたかたには市から申告書を送付していますが、新たに事業を始めたかたなどで申告書が必要となる場合は申し出ください。

償却資産の主な種類について

- ・構築物、建築附属設備など（門、外灯、構内舗装、変電設備など）
- ・機械及び装置（製造機械設備、土木建設機械、工作機械など）
- ・船舶、航空機（モーターボート、ヘリコプターなど）
- ・車両、運搬具（大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの）
- ・工具、器具及び備品（机、椅子、看板、冷暖房用機器など）

申告不要な資産についてはお問い合わせください。

太陽光発電設備に係る償却資産の申告

ソーラーパネルなどの太陽光発電設備のうち、一定規模の設備は償却資産の申告が必要となる場合があります。対象資産をお持ちのかたは申告してください。

《申告対象となる太陽光発電設備》

- ・空き地や家屋、カーポートなどの屋根に個人または法人が事業用に設置した設備
- ・個人が住宅用に設置した設備で、発電能力が10kw以上のもの（屋根の上に乗せた設備も対象となりますが、家屋の一部として課税をしているものは対象外です。）

償却資産の実地調査について

市では課税の適正化を図るため、申告の内容が適正か、または申告漏れがないかなどの確認をするために実地調査を行うことがあります。調査を実施する場合は地方税法の規定に基づき、帳簿書類などの提出をお願いすることがあります。

問合せ 税務課資産税担当 ☎ 0480 (92) 1111 内線 121 ~ 123